

附 則

この規則は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年五月二十三日）から施行する。

告 示

○ 国家公安委員会告示第十六号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

アル・カーイダ/ISIL（ダーイシュ）と関係を有する自然人

1 氏名 トゥルキー・ムバラク・アブドゥッラー・アフマド・アル・ビンアリ（TURKI MUBARAK ABDULLAH AHMAD AL-BINALI）

別名 (a)トゥルキー・ムバラク・アブドゥッラー・アル・ビンアリ（Turki Mubarak Abdullah Al Binali） (b)トゥルキー・ムバラク・アル・ビンアリ（Turki Mubarak al-Binali） (c)トゥルキー・アル・ベンアリ（Turki al-Benali） (d)トゥルキー・アル・ビンアリ（Turki al-Binali）

(e)アブ・フマン・バクル・イブン・アブド・アル・アジーズ・アル・アサリ（Abu Human Bakr ibn Abd al-Aziz al-Athari） (f)アブ・バクル・アル・アサリ（Abu Bakr al-Athari）

備考 表中の「」の記載は注記である。

Table with 5 columns: 機器の種類, 製造者, 色, その他の特徴, 備考. Sub-headers include 機器の名称, 製造番号, 積載物.

- 備考 1 法第2条第1号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を記載すること。
2 公安警察官は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
3 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
4 公安警察官には、法第8条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行うおととする者を記載すること。
5 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機種の欄には、公安警察官が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合のみ記載すること。
6 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
7 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理記号、型番号、品番その他のいかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
8 不要の欄は斜線で消すこと。
9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

Table with 5 columns: 機器の種類, 製造者, 色, その他の特徴, 備考. Sub-headers include 機器の名称, 製造番号, 積載物.

- 備考 1 法第2条第1号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を記載すること。
2 公安警察官は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
3 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
4 公安警察官には、法第8条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行うおととする者を記載すること。
5 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機種の欄には、公安警察官が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合のみ記載すること。
6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理記号、型番号、品番その他のいかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
7 不要の欄は斜線で消すこと。
8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(g)アブ・ハズム・アル・サラフィ（Abu Hazm al-Salafi） (h)アブ・ホザイファ・アル・パハレイニ（Abu Hudhayfa al-Bahrayni） (i)アブ・フザイマ・アル・ムダリ（Abu Khuzayma al-Mudari） (j)アブ・スフィアン・アル・スラミ（Abu Sufyan al-Sulami） (k)アブ・デルガム（Abu Dergham） (l)アブ・フマン・アル・アサリ（Abu Human al-Athari）

称号 不明

役職 不明

生年月日 1984年9月3日

出生地 Al Muharraaq, Bahrain

国籍 パーレーン（2015年1月市民権剥奪）

旅券番号 (a)パーレーン旅券 2231616（2013年1月2日発行、2023年1月2日失効） (b)パーレーン旅券 1272611（過去の旅券、2003年4月1日発行）

住所 不明

名簿に記載された年月日 2016年4月20日

名簿記載者公告番号 Q I -263

その他参考となるべき事項 2015年5月半ば時点で、イラクのアル・カーイダ（QE-48）としてリストに掲載されているISIL（いわゆる「イスラム国」）の、宗教遵守警察の責任者及び外国人戦闘員のリクルーターである。ID番号：840901356。